

地域審議会研修資料

# 地 域 審 議 会 の 手 引 き

平成19年5月

高 松 市

# I 地域審議会のあらまし

## 1 地域審議会の趣旨・目的

地域審議会は、合併によって「地域住民の意見が市行政に反映されにくくなるのでは」という不安や懸念を解消し、地域住民皆さんの意見を市政に反映していくために設置されたものです。

## 2 地域審議会の性格

地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく市長の附属機関で、合併前の旧6町の地域ごとに設置されています。審議会は市長の諮問に応じて審議し、または必要とする事項について、市長に意見を述べることとされています。

## 3 地域審議会の組織

地域審議会は、合併特例法ないしは合併新法に基づき、合併関係市町の協議により期間（概ね10年間）を定めて設置された機関です。また、審議会の組織および運営に関する事項は、関係市町の議会の議決を経て定められたものです。

参考：設置 合併特例法第5条の4第1項(塩江町・庵治町・香川町・  
香南町・国分寺町) 合併新法第22条第1項(牟礼町)  
:運営等 地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

【期間】 塩江地区：平成17年9月26日(合併の日)～平成28年3月31日  
庵治地区など5町：平成18年1月10日(合併の日)～平成28年3月31日

【組織】 委員は15人以内(うち会長・副会長各1人)  
資格：区域内に住所を有する有権者で、学識経験者および公募により選任された者のうちから市長が委嘱します。

【任期】 委員の任期は2年(再任可・補欠委員の任期は前任者の残任期間)

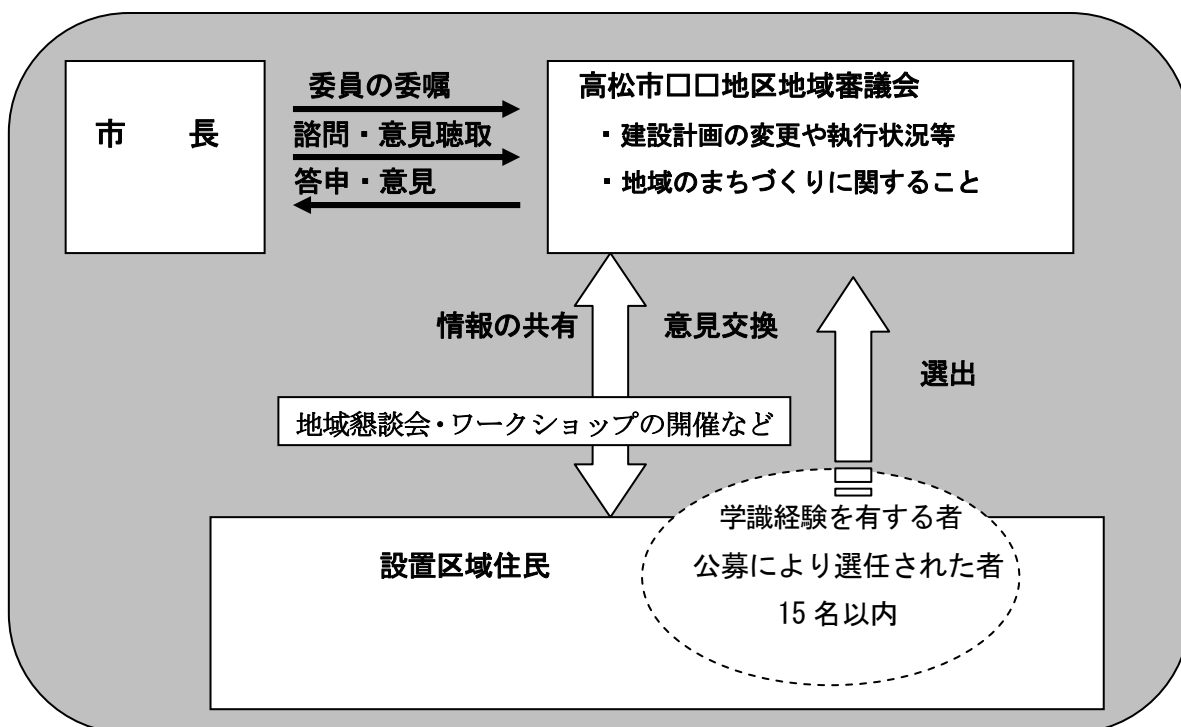
## Ⅱ 地域審議会の役割

各地区地域審議会の所掌事務は、高松市と合併町との地域審議会の設置に係る協議(書)により定められています。審議会の持つ役割としては、次のとおりです。

- (1) 市長の諮問に応じて審議し、答申します。
- (2) 地域のまちづくりに関し市長に意見を述べます。
- (3) その他市長が必要と認める事項について意見を述べます。

### ■地域審議会のイメージ

各地区地域審議会には、設置の趣旨等から、合併後の地域のまちづくりや新市の一体化を促し、旧町地域独自の振興策や施策の展開について、地域の声や考え方を市長に伝えるという重要な役割があります。



### Ⅲ 地域審議会の運営

#### 1 会議の開催

定例会 毎年度2回、会長が召集し開催します。

臨時会 委員総数の3分の1以上の委員から開催請求があったとき会長が召集します。

#### 2 会議の公開

会議は原則として公開します。

#### 3 会議の周知等

- ・事前周知 市ホームページに掲載 ケーブルテレビ(塩江地区)  
防災行政無線(塩江地区を除く5町)
- ・開催状況 市ホームページに掲載
- ・会議録 支所での会議録の閲覧 市ホームページに掲載

#### 4 地域審議会の庶務

- ・地域審議会の庶務は、各地区の支所に事務局を置き、処理します。

#### ■年間のスケジュール

月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
審議会日程	●第1回地域審議会						●第2回地域審議会					
建設計画の 執行管理	●実施計画の事業化要望依頼(市長→地域審議会)						●要望に係る対応方針説明					
市長	●諮問 ●意見聴取						●諮問 ●意見聴取					
地域審議会	●答申 ●意見・要望						●答申 ●意見・要望					

## IV 地域審議会への諮問・意見の聴取等

地域審議会の役割を踏まえると、高松市と各地区地域審議会との関係は、次のように整理することができます。

### 1 諮問・答申（市長 → 審議会）

⇒次のような事項について意見を求めるために、市長が審議会に諮問し、審議会はこれを審議し、答申します。

#### 【建設計画の執行状況】

前期計画分(H17年度～H22年度)、後期計画分(H23年度～H27年度)の進捗状況に関して意見を求める場合

#### 【建設計画の変更】

計画作成時以降の社会経済情勢や財政状況の変化などにより、建設計画の実現が困難になったり、計画に掲げられていない新たな事業の実施を必要とする場合

#### 【まちづくり】

審議会設置地区のまちづくりに関する施策等で、市長が特に重要と認める事項について意見を求める場合

### 2 意見の聴取（市長 → 審議会）

⇒旧町地域のまちづくりや旧町を包含する施策等について、地域の意見を聴く場合、審議会から意見を聴取します。

#### (例) まちづくりに関する施策について、地域審議会の意見を聴く場合

- ・建設計画で、具体的に明示されていないものを事業として具体化する場  
合
- ・建設計画の実施状況および事業に関し意見を聴く場合
- ・旧町の庁舎を始め未利用地や施設の活用方法等を検討する場合
- ・旧町地域の公共施設の利活用や統廃合を検討する場合
- ・その他意見を聴くことが適当な場合

#### (例) 市域全体の構想・計画の策定に当たり、旧町地域に関する意見を聴く場合

- ・各種分野別計画において、旧町地域の位置づけや地域の特性を生かした  
計画
- ・その他意見を聞くことにより効果的な計画の策定が行える場合

**3 意見・要望（審議会 → 市長）**

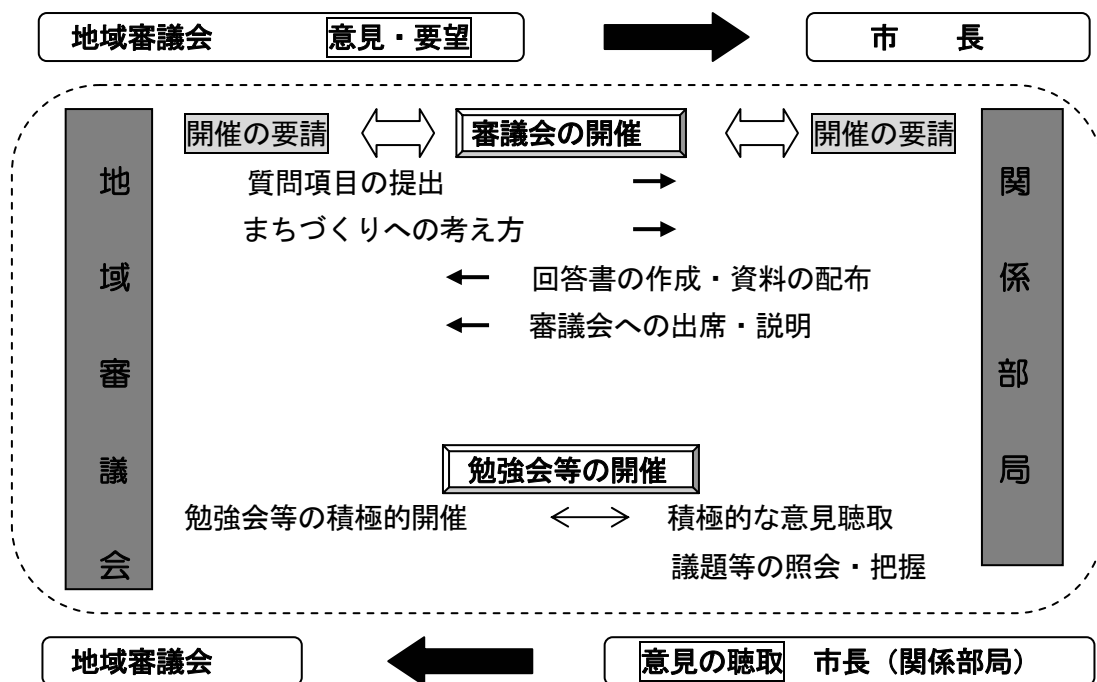
⇒ 建設計画や旧町地域のまちづくりについて、地域審議会から市長に意見・要望等をします。

- （例）地域のまちづくりに関する施策で意見・要望する場合**
- ・ 建設計画、事業としては具体的に明示されていないが、地域のまちづくりを進めるために必要な事業として具体化等の意見・要望をする場合
  - ・ 建設計画の実施状況および事業内容について意見を述べる場合
  - ・ 旧町の庁舎を始め未利用地や施設の活用方法を提案する場合
  - ・ 旧町地域の公共施設の利活用や統廃合について提案する場合
  - ・ その他まちづくりを進める上で、意見を述べ・要望する場合

**V 地域審議会の活動**

■ 検討会等の開催

各地区地域審議会では、地域のまちづくり等に関することをテーマに、市関係部局と連携し、自主的に勉強会や検討会を開催しており、これらを通じて審議会の中でも地域独自の振興策等を議題にして活発な審議が行われることが期待されます。



## 参 考 資 料

市町村の合併の特例に関する法律（関係条文抜粋）

地方自治法（関係条文抜粋）

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市□□地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議（資料は庵治地区地域審議会）

## 関係法令

### ○市町村の合併の特例に関する法律

(市町村建設計画の作成及び変更)

#### 第5条第9項

第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合、第5条の6第1項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第202条の5第1項に規定する地域審議会をいう。）又は当該合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

(地域審議会)

#### 第5条の4

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

### ○地方自治法

(委員会・委員の設置)

#### 第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

(職務、組織、設置)

#### 第202条3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。



市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市□□地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の□□町の区域（以下「設置区域」という。）に高松市庵治地区地域審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と□□町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と□□町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) □□町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

- 第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 地域審議会の会議（以下「会議」という。）は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
  - 3 会長は、会議の議長となる。
  - 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
  - 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
  - 7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。
  - 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

- 第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。